

処理事例76 市の業務に不備の無かったもの

<p>苦情申立て対象機関</p>	<p>福祉局生活支援室生活福祉課</p>
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>申立人は、福島原発事故により被曝し、身体が利かなくなっている。居住地を転々とし、明石市に移り住むことになったが、以前住んでいた自治体で認められていた支援が明石市では受けられない。</p>
<p>調査結果等</p>	<p>1 調査事項          オンブズマンは、苦情申立人との面談及び提出資料の各内容を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。</p> <p>① 申立人の明石市への転入の経緯          ② 特別基準の家賃補助の認定基準及び非適用の理由等          ③ 自動車購入資金の貸付及び自動車の保有条件等          ④ 申立人の病状及び通院状況</p> <p>2 担当課からの聴き取り内容</p> <p>(1) 申立人の転入等          申立人は、令和5年6月6日付で明石市に転入し、同日付で生活保護の受給を開始した。</p> <p>(2) 特別基準の家賃補助の認定基準及び非適用の理由等          ア 申立人は単身世帯であるところ、国の通知に基づき、通常、基準額4万円が適用となる。          イ また、国の通知に基づき、4万円の1.3倍である5万2000円が特別基準の上限額となる。          ウ しかしながら、医師の意見等を踏まえても、申立人について特別基準を適用すべき事情は見当たらない。</p> <p>(3) 自動車購入資金の貸付及び自動車保有条件等について          ア 国の通知によれば、保有自動車は原則として処分すべきものとされている。          イ 通勤及び通院等のための自動車の保有並びに通院移送費の支給については、国の通知により保有・支給を認める条件が提示されているが、申立人については、いずれも条件を満たしていない。          ウ 社会福祉協議会の貸付制度については、生活保護の受給の継続が見込まれる場合、審査が通らないことが多い。</p> <p>(4) 申立人の病状及び通院状況について          担当課は、申立人の転入前後に受診したことのある各医療機関から提出された意見書・診断書を通じて、申立人の病状及び通院状況を的確に把握している。</p> <p>3 オンブズマンの見解</p> <p>(1) 障がい者特例家賃の適用について          ア 申立人に対する特別基準の適用の可否を検討すると、申立人は「自宅内でも車いすを使用する必要がある」と主張するものの、それを裏付ける医師の意見などは提出されていないようである。また、申立人の普段の挙動状況からしても、自宅内で車いすが必要であるとまで認めることはできない。          イ また、仮に、申立人の主張に沿った医師の意見が提出されたとしても、市内には通常の基準額4万円の範囲内でも車いすの利用が可能な住居が存在することから、直ちに特別基準の適用が認められるわけではない。</p>

(2) 車両購入資金の貸付けについて

ア 申立人は、現時点で就業・就職しておらず、また具体的に就業・就職先が決まっているわけでもないので、通勤のための自動車の保有が認められる状況にはない。さらに、通院についても、申立人は公共交通機関又はタクシーによる通院が困難で自家用車の利用を要するとの医師の意見は提出されていないようであるので、やはり認めることは困難である。

イ また、国の通知によれば、通院移送費の支給対象となる医療機関は「必要な医療の提供が可能な医療機関のうち要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限ることとされているところを踏まえると、申立人の傷病・障害について、近隣の医療機関での対応が困難で、遠方の医療機関でないと治療できないと判断されるような場合でなければ、「遠方の医療機関を受診するために自動車の利用が必要である」との理由で自動車の保有を認めることはできないと考えられるところ、本件においてはそのような医師の意見も提出された形跡はない。

ウ さらに、申立人が主張する購入費ないし維持費の貸付けについて述べると、社会福祉協議会の貸付制度の目的には、障害者用の自動車の購入に必要な経費に充てることも含まれるが、生活保護の受給の継続が見込まれる場合には、審査が通らないことが多いようである。したがって、この基準に基づいて社会福祉協議会が申立人に自動車購入のための貸付けをしなかったとしても相当であり、このことをもって市の申立人に対する対応が不適切であるとまでは到底言えないところである。

(3) 病院の継続受診について

ア 申立人の傷病・障害について、近隣の医療機関で対応可能であり、あえて遠方の医療機関を受診する必要はないと判断される場合には、たとえ申立人が強く希望したとしても認めることができないのは、生活保護制度の趣旨からして適切な対応というべきである。したがって、医師の合理的な判断により、遠方の医療機関での治療が必要であると認められるような場合でない限りはこれを認めることはできない。

イ この観点から検討するに、市の担当部署から提出された資料によれば、担当部署は適宜の時期に、関係医療機関に申立人の医療の要否につき意見を求めており、医療機関からは申立人の希望する医療機関での継続治療が必要であるとする所見は得られていない。

ウ したがって、当該医療機関までの通院費もまたこれを認めることはできないというほかはない。

(4) 結論

以上、申立人の本件苦情は理由がない。

苦情申立ての受付年月日	2023年（令和5年）9月13日	要した日数
市の機関への調査年月日	2023年（令和5年）9月27日	14日間 （聴き取り1日）
調査結果通知年月日	2023年（令和5年）11月1日	49日間